

新刊紹介

道徳哲學

カント著

白井成允氏譯

本書はカントの *Metaphysik der Sitten* (Vorlinders Anschau) の第二部をなせる *Metaphysische Anfangsprinzipie der Tugendlehre* の翻譯である。

カントは道徳律の概念をその中心問題とせる「道徳哲學原論」及び、自由の概念の權利付けを以て任せる「實踐理性批判」於て彼の批判的倫理學の基礎を確立した。こゝに確立せられたるに純粹なる道徳原理が、如何にして現實的人間の諸關係に適用せられ得るか、この問題に一つの組織を以て答へることは、前二書の著者とて、カントが自ら切に感ぜざるを得なかつた責務であり、又當時の讀書界の止みがたき期待であつた。久しきこの期待の下に、この責務に答へるものとして、公にせられたのが本譯書の原著「道徳哲學」である。若し豫め純粹理性の原理への上昇があつて、之が極めて満足に遂げられたる後ならば通俗概念への下降—豫め倫理學を形而上學に基づけその確立するを待ち、これに通俗性を與へて之に入るの道を設くること—は大いに賞讃すべきことである。」と考へ、久しくその著作を志

し、終に七十四歳の老齡を以て成遂げたのがこの書である。こゝに於てカントの倫理學體系は遺囑なく大成さるゝに至つたのである。もこより彼の批判哲學の純粹なる立場に於ては道徳律中心の先驗的見地に立てる前二書が、主役を演ずるものであり、感性中心の經驗的見地に立てるこの書は、之が補充をなすものとして意味を有するのではあるが、然も人間生活に於ける個々の義務と徳との基礎を體系的に論述したる本書が、一方神の國への限りなき憧憬を持ちながら、他方獸の國への宿縁を絶ち切れ得ないといふ纏まじき理性的自然者としての我々の日常現實生活の指針たり、之に規準を與へるものとして、單に眞理への愛慕に生きる學徒のみならず、苟くも人間として生きんとする一般人士の必讀すべき聖典として、大なる價值と意義とを有することは、今更喋々を要しないであらう。原著と同じ意味に於て期待せられてゐた本譯書が、我が思想界に送り出されたことは、實に慶賀に堪えない次第である。之を讀む者は、彼の倫理學上の理論が形式主義の非難を受くるにも拘はらず、彼に生きたる道徳思想が如何に具體的のものなるかを知り得るであらう。本書の理解に當つて、前掲二書がその基礎となるべきことは言ふまでもないが、この兩者の立場の前述の如き相違を明瞭に提示するものとして、ノーンがその *Kanis Begründung der Ethik, Dritter Teil, Erstes Kapitel: Die Bedeutung der Pflicht* に於て説ける如く、應用倫理學の中心概念たるべき「道徳律に對する畏敬の情」に就ての「實踐理性批判」原理論、第三章の

叙述と、本書序説第十二節のそれとを先づ比較、考證することに必要であると思ふ。以下本書内容の要點を抄記して紹介の一端にしたい。

譯者は先づ「解説」に於て、本書成立の由來を述べることに依て、前述のやうな、カントの倫理學諸書の中に占むる本書の位置と意味とを明にし、以て讀者の理解を容易ならしむるの勞を取られた。次いで本文に入る。「緒言」では、義務學としての道徳學(倫理學)に取つて、此を體系的に掲げ得んがためには形而上學の根本原理が必要である所以を説き、従て、義務の原理が純粹理性から導き出される限り、此を幸福學に基けんとする幸福論は全然支持し得ざることを論じてゐる。

次に、倫理學は内的自由を法則の下に來すものとして、外的法則を扱ふ法律學と共に、一般的義務學の體系を成す。而して法律學が目的から出で立つて、義務に傾へる行爲の格率を見出すさいふ道を取るに反して、倫理學は、後者から端を發して義務と相即する目的を見出すさいふ道を通る。こゝに道徳義務と法律義務との區別が明にせられる。法律義務が狭き義務をもてるものなるに對して、道徳義務は廣きそれをもてるものである。かゝる道徳義務は己れの完全―他人の幸福である。前者は物理的完成と吾らの中なる道徳徳の修養とを意味し、後者は他人の物理的安寧と道徳的安寧とを含む。この義務を遵守するに當りての人間の意志の道徳的強さは徳と稱せられる。道徳義務に關して、倫理學は、第一に、諸の主體並に其等の諸法則の相

異に依て、第二に、純粹實踐理性の體系的諸原理に依て、區分される。―以上が「序説」の主要である。

次に本論に入る。道徳義務は、自己に對するそれと、他者に對するそれとに分たれる。第一篇「要素論」第一部は前者に就ての、第二部は後者に就ての論述より成る。扱、自己に對する義務なる概念に含まる、外見上の自己矛盾は、義務の主體たる人間が、*homo noumenon* と *homo phaenomenon* との二つの意味に於て觀られることに依て解決される。この義務は、完全なる義務と、不完全なる義務とに分たれ、前者に於ては、先づ動物的存在としての自己に對する義務として、自己保存、種屬保存、動物的生活受用の能力保存の義務があり、次に道徳的存在としての自己に對する義務として、誠實、寡慾、自重の義務があり而して以上の義務に抗爭する罪惡たる自殺、情慾の自潰、不適當の食物受用、及び、虚偽、貪慾、誑誤は、人格を破壞又は毀損するものとして全然排斥されねばならない。後者に於ては、第一に、己れの諸自然力を凡ゆる可能な諸目的に對する手段として修養することが、自然完全徳の發展及び増大に於ける、第二に、主觀的に義務の心根の要くあること、客觀的に全道徳的目的に關して完くあることが、道徳的完全の向上に於ける、自己に對する義務である。次に他者に對する義務は、功績ある義務と負目ある義務とに分たれる。前者は愛の義務、後者は敬の義務である。この愛の原理に依る牽引と、この敬の原理に依る反撥とによつて、道徳的世界に於ける理性者達の結合が實現

されてゐるのである。勿論、こゝに謂ふ所の愛と敬とは、感覺的意味に於けるそれではなく、實踐的意味に於けるそれである。第一に愛の義務としては、親切、感恩、同情の諸義務があり、而して猜忌、背恩、他の禍を喜ぶ心は、これら人間愛に正反對なる人間憎惡の罪惡として排斥されなければならない。第二に、誰人も人格に於ける人間の品位を如何なる他人に於ても實踐的に承認すべき義務、即ち他人に對する敬の義務を負うてゐるのであるが、高慢、誹謗、侮蔑は、この義務を毀損する罪惡として排斥されなければならない。終に、「要素論結語」に於いて、二個人格が相互の相等しき愛と敬によつて一つに融合することたる友誼が實踐上必然的なる理念であり、讚美すべき義務たることを論じてゐる。

徳が修得せられなければならないといふことは、徳の概念の中に既に存してゐる。然らば如何にして人は徳を得るかを説けるのが、第二篇「倫理學方法論」である。そして道徳的教授の正しい方法は、「倫理學教授法論」が教へ、道徳的修練の正しい方法は、「倫理學修行法論」が教へる。教授の方法には、生徒が只教師の講義を聴いてゐる口授法と、教師が教へんと欲することを生徒に質問する反問法との二つがある。後者は更に、生徒の理性に訴へる會話法と、彼等の記憶に訴へる問答法との二つに分たれる。次に道徳的修行法は、徳の義務を遵守するに當りての毅然たる且つ嬉々たる心情を以てその規則となす。これは僧侶的苦行から區別せられなければならない。

最後に、宗教學は神に對する義務の學として、人間對人間の道徳的關係のみを考察の對象とする純粹道徳哲學の見ゆる限界の外になすことの論述を以て「全倫理學の結語」としてゐる。此處に拙き紹介の筆を擱くに當つて、カントの晩年老衰に於ける著述の故に殊に晦澁なるこの書を、充分なる思慮と、綿密なる注意の下に、殆んど完全なる邦語に移され、尙解説、註索引を添へて讀者に便宜を興へられたる譯者の厚き勞力に對して、深き敬意と謝意とを捧げると共に、蕪雜なるこの紹介が却て譯者の大なる努力を傷げざらんことを祈る次第である。(定價 貳圓、岩波書店發行、西田禎文。)

文化教育學概論

岡田 怡川 著
甲子社書房發行

「文化の高調と創造とは人類が永遠の課題としてうけたものである限り、文化教育は一切教育の永遠なる努力の標的でないればならない。」(本書序文の一節)といふ根本思想の下に文化教育學を概論したのが本書である。従つて本書の文化教育學とは、謂はゆる「文化教育學」と稱せられるフンホルトやシュライエルマツヘルを鼻祖とし、テイルタイの哲學を基礎とし、シュブランガーに至つて大いに發達した精神科學派の教育學說のみを意味しない。もつと廣く、オイケンの哲學を基礎とする人格教育學やナトルプ及びヘーベルリンの教育學をも説く人々